

『指定特定相談支援』重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と指定特定相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※ 本事業所では、利用者に対して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という）に基づく指定相談支援サービスを提供します。指定特定相談支援事業の利用は、原則として介護給付費等の支給決定を受けた方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域	2
4. 営業時間	2
5. 職員の体制	3
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
7. サービスの利用に関する留意事項	5
8. サービス実施の記録について	5
9. 損害賠償保険への加入	5
10. 虐待防止法について	5
11. 苦情の受付について	6

2025. 4. 1 改訂

社会福祉法人 十字の園
障害者相談支援センター 御殿場十字の園

1. 事業者

名 称	社会福祉法人 十字の園
所在地	静岡県浜松市浜名区細江町中川7220番地の11
電話番号	(053) 414-1400
代表者氏名	理事長 鈴木淳司
設立年月	昭和35年12月28日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定特定相談支援事業・平成24年10月1日指定
事業の目的	利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切活円滑な指定特定相談支援事業の提供を確保することを目的とする
事業所の名称	障害者相談支援センター御殿場十字の園
事業所の所在地	静岡県御殿場市深沢1465番地の1
電話番号	(0550) 83-1999
管理者氏名	林真樹
事業所の運営方針について	利用者又は障害児の保護者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう公正中立に支援を実施する
事業所が行なっている他の業務	居宅介護・短期入所・地域活動支援センターの受託経営 指定一般相談支援

3. 事業実施地域

御殿場市・小山町

4. 営業時間

営業日	月曜日～金曜日 (ただし12月31日から1月3日は除く)
受付時間	月～金 8時30分～17時30分
その他	上記は通常受付時間であり緊急時に対応できるよう連絡可能な体制をとっています。

5. 職員の体制

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1名	一名	1名	1名	・従事者及び業務の管理 ・相談支援、サービス等利用計画の作成、モニタリングに実施 ・障害福祉サービス事業者等との連携調整
2. 相談支援専門員	1名	一名	1名	1名	・相談支援、サービス等利用計画の作成、モニタリングに実施 ・障害福祉サービス事業者等との連携調整

当事業所では、利用者に対して指定特定相談支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。（例）週8時間勤務の職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間=1名）となります。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

（1）サービス等利用計画の作成

〈サービス等利用計画の作成の流れ〉

①利用者の日常生活全般を支援する観点から、利用者のサービスの選択に資するよう、地域における指定障害福祉サービス事業者、相談支援事業者に加え、地域住民による自発的な活動によるサービス等も含めて、そのサービス内容、利用料金等の情報を適正に提供します。



②利用者及びその家族に面接して、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況を確認し、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。



③把握した課題に対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類等を記載したサービス等利用計画の原案を作成し、利用者に交付します。



④支給決定等が行われた後に、支給決定等の内容を踏まえて変更を行ったサービス等利用計画の原案に位置づけた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、計画の原案を説明するとともに、担当者から専門的な意見を求めます。



⑤担当者から専門的な見地からの意見を求めたサービス等利用計画の原案について利用者又はその家族に対して説明し、文章により利用者の同意を得た上で、サービス等利用計画を完成し、利用者と福祉サービス等の担当者に交付します。

(2) サービス等利用計画のモニタリング実施

計画の実施状況の把握及び計画の変更等	利用者及びその家族、福祉サービス等の事業者との連絡を継続的に行い、作成したサービス等利用計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更、関係者との調整を行います。また、新たな支給決定等が必要であると認められる場合には、利用者に対し支給決定等に係る申請の勧奨を行います。
入所施設等への紹介又は地域生活への移行に係る情報提供	ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご利用者が障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

(3) 利用料金（第7条参照）

① サービス利用料金

指定特定相談支援（利用計画作成）に関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から介護給付費額を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。

事業者が介護給付費額の代理受領を行わない場合は、下記の金額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者には「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると介護給付費が支給されます。）

区 分		単 位
サービス利用支援費	サービス利用計画作成月	1914 単位
継続サービス利用支援費	定められたモニタリング実施月	1661 単位
初回加算	障害福祉サービス等の利用を希望する利用者の心身の状況及び置かれている環境について、利用者等との面接や関係者への聞き取りによる詳細なアセスメントを行うために要する業務量を適切に評価し加算	300 単位
主任相談支援専門員配置加算	主任相談支援専門員が配置されている加算	300 単位
入院時情報連携加算	入院時に医療機関が求める情報連携時に加算①医療機関訪問 ②訪問以外	① 300 単位 ② 150 単位
退院・退所加算	退院・退所に向けての医療機関等との連携し利用計画等を立てた場合加算	300 単位
居宅介護支援事業所等連携加算	介護保険移行する場合に居宅介護支援事業所や包括支援センター等と連携しケアプラン作成等に協力した場合に加算	300・100 単位
医療・保育・教育機関等連携加算	医療・保育・教育機関等の職員と連携しサービス等利用計画等を作成した場合加算	150 単位
サービス担当者会議実施加算	サービス等担当者を招集し情報共有し計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に加算	100 単位
サービス提供時モニタリング加算	福祉サービス事業所等を訪問し提供状況を直接確認し記録を作成した場合に加算	100 単位
集中支援加算	計画決定月及びモニタリング対象月以外の月に 2 回以上の面接やサービス担当者会議をおこなった場合に加算	300 単位
地域体制強化共同支援加算	支援困難者の情報提供を行い、他事業所と共同で利用者等に対応し、協議会に報告した場合に加算	2000 単位

<地域区分>

施設が設置されている御殿場市の地域区分は7級地のため10.21円を乗じた金額になります。

②交通費

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

③利用料金のお支払い方法

前記②の料金・費用は、月末締めで、前月1か月分の請求書を15日頃までに発行いたします。翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

1. 金融機関口座からの自動引き落とし（27日に口座自動引き落としになりますので、預金残高をお確かめ下さい）
2. 窓口での現金支払
3. 下記指定口座への振込み

静岡銀行 御殿場支店 普通預金 口座番号：0068325
口座名義：御殿場十字の園 園長 宮島克利

7. サービスの利用に関する留意事項

サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員ついてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

8. 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第9条4項参照）

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）保存期間は、指定相談支援サービスを提供した日から5年間です。

* 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) サービス等利用計画
- (2) アセスメントの記録
- (3) サービス担当者会議等の記録
- (4) モニタリング結果の記録
- (5) 利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町村への通知事項
- (6) 利用者からの苦情の内容等の記録
- (7) 事故の状況及び事故に際しての対応の記録

閲覧・複写の受付	8:30~17:30
----------	------------

9. 損害賠償保険への加入（契約書第10条参照）

本事業者は、損害賠償保険に加入しています。

10. 事業者は、利用者等の擁護・虐待防止のために、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者：林真樹
-------------	---------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。

11. 苦情等の受付について（契約書第 15 条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○＜苦情受付窓口＞ 担 当：林真樹

○＜苦情解決責任者＞ 施設長：宮島克利

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

○電話番号 0550-83-1999

(2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

御殿場市社会福祉課	所在地 〒412-8601 御殿場市萩原483 電話番号 0550-83-1463 F A X 0550-82-4325
小山町住民福祉部 社会福祉課	所在地 〒410-1395 駿東郡小山町藤曲57-2 電話番号 0550-76-6661 F A X 0550-76-4770
静岡県社会福祉協議会	所在地 〒410-8558 静岡市葵区駿府町1-70 電話番号 054-254-5248 F A X 054-251-7508

令和 年 月 日指定特定相談支援事業の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

所在地 静岡県御殿場市深沢1465-1

名称 社会福祉法人十字の園 障害者相談支援センター御殿場十字の園

説明者 _____ 氏名 _____ 印 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定特定相談支援事業の提供開始に同意しました。

利用者住所 _____ 氏名 _____ 印 _____